

長崎市告示第612号

長崎市新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年10月20日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

長崎市新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金交付要綱（令和5年長崎市告示第369号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<u>長崎市新時代の水産リーダーズ育成事業費補助金交付要綱</u> （目的） 第1条 この要綱は、<u>持続可能で収益性の高い漁業経営体の育成を図る</u>ために、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定による漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会、長崎県漁業共済組合、全国共済水産業協同組合連合会長崎事務所、長崎県漁業信用基金協会、長崎県漁船保険組合、長崎蒲鉾水産加工業協同組合、長崎漁港水産加工団地協同組合、長崎鮮魚小売商協同組合、一般社団法人長崎魚市場協会、	<u>長崎市新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金交付要綱</u> （目的） 第1条 この要綱は、<u>漁村地域の活性化</u>のために、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）の規定による漁業協同組合、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会、長崎県漁業共済組合、全国共済水産業協同組合連合会長崎事務所、長崎県漁業信用基金協会、長崎県漁船保険組合、長崎蒲鉾水産加工業協同組合、長崎漁港水産加工団地協同組合、長崎鮮魚小売商協同組合、一般社団法人長崎魚市場協会<u>並びに</u>一般社団法人長崎県漁

一般社団法人長崎県漁業無線協会及び一般社団法人長崎県以西底曳網漁業協会（以下「漁業協同組合等」という。）が行う業務効率化及び収益性向上の取組を支援するため、漁業協同組合等に対し、予算の定める範囲内において、長崎市新時代の水産リーダーズ育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官

業無線協会（以下「漁業協同組合等」という。）が行う経営力強化の取組及び計画的な施設整備を支援するため、漁業協同組合等に対し、予算の定める範囲内において、長崎市新たにチャレンジ水産経営応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）の規定により、地域水産業再生委員会（構成員に漁業協同組合員が含まれるものに限る。）が策定した浜の活力再生プラン又は長崎県が策定した地域別施策展開計画を達成するために実施する次に掲げる整備事業であって、第4条に規定する補助対象経費が150万円以上のもの。

- (1) 地域でチャレンジ強い漁業基盤づくり 地域資源を活かした漁村地域の活性化につながる取組又は漁業協同組合及び漁業者

依命通知）の規定により、地域水産業再生委員会（構成員に漁業協同組合員が含まれるものに限る。）が策定した浜の活力再生プラン又は長崎県が策定した水産業振興基本計画の施策の方向性に基づき、地域一体となって推進するために実施する事業

- (2) 漁協職員等の業務効率化により人手不足をカバーできる取組又は海業等の漁協の収益性向上及び漁業者の経営力強化につながる取組であって、漁業協同組合等が行う事業

- (3) 第4条に規定する補助対象経費が150万円以上のもの

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、漁業協同組合等とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 [略]

2 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新時代の水産リーダーズ育成事業計画（報告）書（第1号様

の経営力強化につながる取組であって、海業等推進プランに基づき漁業協同組合が行う施設又は機器の整備事業

- (2) 省エネ・省人化、カーボンニュートラル支援対策 高効率機器の導入、運用改善により、エネルギー消費量・二酸化炭素排出量を削減する取組又は漁協等における省人化、デジタル化につながる取組であって、漁業協同組合等が行う施設又は機器の整備事業

[新設]

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第1号にあつては漁業協同組合、同条第2号にあつては漁業協同組合等とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 [略]

2 規則第3条第1項第5号の規定により申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新たにチャレンジ水産経営応援事業計画（報告）書（第1号

式)

(2) 新時代の水産リーダーズ育成事業収支予算（精算）書（第2号様式）

(3) 新時代の水産リーダーズ育成事業実施（変更）設計書（第3号様式）

(4)～(6) [略]

(7) 誓約書兼同意書（第4号様式）

（補助対象事業の変更）

第7条 補助対象者は、交付決定額に変更が生じる場合は、規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて新時代の水産リーダーズ育成事業計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 新時代の水産リーダーズ育成事業収支予算（精算）書

(2) 新時代の水産リーダーズ育成事業実施（変更）設計書

(3) [略]

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定による報告は、次に定めるところによる。

様式)

(2) 新たにチャレンジ水産経営応援事業収支予算（精算）書（第2号様式）

(3) 新たにチャレンジ水産経営応援事業実施（変更）設計書（第3号様式）

(4)～(6) [略]

[新設]

（補助対象事業の変更）

第7条 補助対象者は、交付決定額に変更が生じる場合は、規則第5条第3項に規定する補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に代えて新たにチャレンジ水産経営応援事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 新たにチャレンジ水産経営応援事業収支予算（精算）書

(2) 新たにチャレンジ水産経営応援事業実施（変更）設計書

(3) [略]

（状況報告）

第9条 規則第10条の規定による報告は、次に定めるところによる。

(1) 補助対象事業に着手したときは、着手した日から起算して4日を経過した日までに新時代の水産リーダーズ育成事業着手報告書（第6号様式）に入札結果報告書又は見積結果報告書を添付して提出すること。

(2) 補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して4日を経過した日までに新時代の水産リーダーズ育成事業完成報告書（第7号様式）に完成写真を添付して提出すること。

（実績報告）

第10条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施した年度の3月28日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新時代の水産リーダーズ育成事業計画（報告）書
- (2) 新時代の水産リーダーズ育成事業収支予算（精算）書
- (3) 新時代の水産リーダーズ育成事業実施精算書（第8号様式）

(4)～(6) [略]

(1) 補助対象事業に着手したときは、着手した日から起算して4日を経過した日までに新たにチャレンジ水産経営応援事業着手報告書（第5号様式）に入札結果報告書又は見積結果報告書を添付して提出すること。

(2) 補助対象事業が完了したときは、完了した日から起算して4日を経過した日までに新たにチャレンジ水産経営応援事業完成報告書（第6号様式）に完成写真を添付して提出すること。

（実績報告）

第10条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業を実施した年度の3月末日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 新たにチャレンジ水産経営応援事業計画（報告）書
- (2) 新たにチャレンジ水産経営応援事業収支予算（精算）書
- (3) 新たにチャレンジ水産経営応援事業実施精算書（第7号様式）

）

(4)～(6) [略]

（補助金の交付）

[削る]

(取得財産の管理)

第 1 1 条 [略]

2 補助対象者は、取得財産について、新時代の水産リーダーズ育成事業施設管理台帳（第 9 号様式） 及び財産の管理に関する基本的事項を定めた管理規定を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 2 条 規則第 1 9 条本文に規定する市長の承認を受けようとする者が申請時に提出する書類は、新時代の水産リーダーズ育成事業施設の財産処分承認申請書（第 1 0 号様式） とする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 新時代の水産リーダーズ育成事業施設管理台帳

(2) [略]

3・4 [略]

(委任)

第 1 3 条 [略]

第 1 1 条 規則第 1 5 条第 1 項ただし書の規定により、補助金は、概算払いにより交付するものとする。

(取得財産の管理)

第 1 2 条 [略]

2 補助対象者は、取得財産について、新たにチャレンジ水産経営応援事業施設管理台帳（第 8 号様式） 及び財産の管理に関する基本的事項を定めた管理規定を備え管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 1 3 条 規則第 1 9 条本文に規定する市長の承認を受けようとする者が申請時に提出する書類は、新たにチャレンジ水産経営応援事業施設の財産処分承認申請書（第 9 号様式） とする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 新たにチャレンジ水産経営応援事業施設管理台帳

(2) [略]

3・4 [略]

(委任)

第 1 4 条 [略]

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

補助対象経費	備考
備品購入費 工事請負費	1 施設等整備における補助対象は、新築、新品又は増設、移設、更新、改良並びに併設による事業（旧施設等の解体、撤去等は除く。）とし、原則として、予備的部品の購入及び設置に係る事業及び耐用年数 5 年未満のもの並びに消耗品的部品は補助対象としない。また、増設及び併設にあつては、事業の経済効果又は利用上の便宜が極めて向上する場合に限り認める。更新にあつては、更新後、従前より事業効果を上回ることが見込まれる場合は認めることができる。 2 フォークリフトの整備に当たっては、原則として電動式によるものとする。 3 自力又は他の助成により実施中の事業若しくは既に完了した事業は、本事業に切り替えて補助の対象とすることはできない。 4 他の補助事業で実施可能なものは、原則として補助の対象としない。

第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

第1号様式 (第6条、第10条関係)

年度 新時代の水産リーダーズ育成事業 事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

事業種目 ・種類	事業主体	施工箇所 又は実施 場所	工種又は 施設の区 分	事業量	受益 者数	工期		総事業費 (A) + (B)	内訳		備考
						着工 (予 定) 年 月 日	竣工 (予 定) 年 月 日		市補助金 (A)	自己資金 (B)	
合計											

第2号様式（第6条、第7条、第10条関係）

年度 新時代の水産リーダーズ育成事業

収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額 又は本年度 精算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					

2 支出の部

区分	本年度予算額 又は本年度 予算額	前年度予算額 又は本年度 予算額	比較		備考
			増	減	
計					

第3号様式（第6条、第7条関係）（実施設計書）

I 表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

新時代の水産リーダーズ育成事業 実施設計書

年 月 日

長崎市 町 番地

事業主体名

Ⅱ 設計書の内容

1 設計説明書

事業種目 及び種類				
事業実施箇所				
事業費	総 事 業 費		補助対象事業 費	
			補助対象計算 対象外事業費	
			補助対象外事 業費	
事業量及び工事 の概要				
施工方法				
施工期間				
管理主体名				
設計者氏名	設計者名			
	建築士等の等級			
摘要				

2 経費内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

3 経費明細書

工事種類	材料	規格	数量	単位	単価	金額	備考
					円	円	

4 設計図及び位置図（添付書類）

第4号様式（第6条関係）

誓約書兼同意書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所
申請者
氏名

長崎市新時代の水産リーダーズ育成事業費補助金を交付申請するに当たり、次の全ての事項について誓約及び同意します。

市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1. 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、本補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
2. 長崎市が行う関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に同意・協力します。
3. 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次の(1)から(3)までのいずれの関与もありません。
 - (1) 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）
 - (3) 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）
4. 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。
5. 暴力団等をこの事業に一切関与させません。

別紙

	氏名	フリガナ	生年月日	業務名	根拠規定
1				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
2				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
3				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
4				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
5				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
6				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
7				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
8				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
9				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①
10				新時代の水産リーダーズ育成 事業費補助金	①

①長崎市補助金等交付規則

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

新時代の水産リーダーズ育成事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があつた 年度新時代の水産リーダーズ育成事業については、次のとおり計画変更したいので、長崎市補助金等交付規則第5条第1項第1号の規定により申請します。

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

(1)経費の配分

区分	事業種目 ・種類	事業主体	実施 個所	事業量	事業費			補助金の 額
					補助 対象	対象 外	計	
当初計画								
変更計画								
増減 (減は朱書)								

(2)収支予算書

(3)変更実施設計書及び位置図

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

事業着手報告書

年度 新時代の水産リーダーズ育成事業を次のとおり着手したので報告します。

- 1 事業種目・種類
- 2 着手年月日
- 3 完成予定年月日
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び補助額

（添付書類）

入札結果報告書又は見積結果報告書

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

事業完成報告書

年度 新時代の水産リーダーズ育成事業を次のとおり完成したので報告します。

- 1 事業種目・種類
- 2 着手年月日
- 3 完成年月日及び事業期間
- 4 事業施行者
- 5 事業実施箇所
- 6 事業施行方法
- 7 事業量
- 8 事業費及び補助額
- 9 その他

（添付書類）

完成写真

第 8 号様式（第 1 0 条関係）（実施精算書）

I 表紙

地域名	事業種目・種類	助成区分
地域		

年度

新時代の水産リーダーズ育成事業 実施精算書

年 月 日

長崎市 町 番地

事業主体名

Ⅱ 実施精算書の内容

1 精算説明書

事業種目・種類				
事業実施箇所				
事業費	総事業費		補助対象事業費	
			補助対象計算対象外事業費	
			補助対象外事業費	
事業量及び工事の概要				
施工方法				
施工期間				
管理主体名				
設計者氏名	設計者名			
	建築士等の等級			
摘要				

2 設計実行対照表

工種又は費目	設計			変更設計			実行			増減		
	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額
		円	円		円	円		円	円		円	円

3 経費精算内訳書

工種又は費目	数量	単位	単価	金額	備考
			円	円	

4 精算明細書

工事種類	数量	単位	金額	摘要	
				平均単価	その他
			円	円	

5 添付書類

- (1)竣工図及び竣工位置図
- (2)検査調書及び事業実施写真
- (3)契約書及び支払証拠書類の謄本
- (4)事業内容が工事によらないものなど、記載できない様式は省略可とする。

第9号様式（第11条、第12条関係）

新時代の水産リーダーズ育成事業施設管理台帳

[illegible]

第 9 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第10号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

（法人にあつては名称
及び代表者の氏名）

新時代の水産リーダーズ育成事業施設の財産処分承認申請書

年度新時代の水産リーダーズ育成事業により所得した施設について、長崎市補助金等交付規則第19条に基づく、財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- （1） 名称
- （2） 所在地
- （3） 構造、規模及び数量
- （4） 所得年月日及び経過年数
- （5） 残存年数
- （6） 事業種目・種類、総事業費、補助額及び補助率
- （7） その他（施設の目的等）

2 処分の方法、理由等

- （1） 処分の方法
- （2） 処分の理由
- （3） 市費納付金額及び算定根拠
- （4） 処分予定年月日
- （5） その他

3 利用実績

4 添付書類

- （1） 財産管理台帳の写し
- （2） 管理規程
- （3） その他

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。